

藤沢市がん患者ウィッグ購入費等の助成に関する要綱

制定 令和5年4月1日

改正 令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、がんの治療に伴う外見の変化を補うためのウィッグの購入に要する費用又はレンタルに要する費用及び胸部補整具の購入に要する費用の一部を助成することにより、がん患者の精神的及び経済的な負担を軽減するとともに、療養生活の質の向上を図り、がんになっても自分らしく生きることのできる地域共生社会の実現の推進に寄与することを目的とし、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、がん患者にウィッグ購入費等の助成金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第5条に規定する申請の時点で本市に住所を有すること。
- (2) がんと診断され、その治療を行った経過がある、又は現にその治療を行っていること。
- (3) がんの治療に伴う脱毛、乳房の切除等により、ウィッグ、胸部補整具を必要とすること。
- (4) 他の自治体において同種の助成を受けていないこと。
- (5) 第5条に規定する申請の時点において、市税を滞納していないこと。

(助成対象費用)

第3条 助成対象となる費用は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ウィッグ（装着時に皮膚を保護するネット及び帽子のほか、材料を購入して作成した場合の材料費を含み、付属品及びケア用品にかかるものを除く。以下同じ。）の購入に要する費用及びレンタルに要する費用
- (2) 胸部補整具（補整下着、補整用パッド等）の購入に要する費用

(助成金の交付額等)

第4条 助成金の交付額は、次の各号に定める額とする。

- (1) ウィッグの購入費用及びレンタル費用（消費税を含む。）の2分の1に相

当する額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と30,000円のいずれか少ない額

(2) 胸部補整具の購入費用（消費税を含む。）の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と10,000円のいずれか少ない額

2 助成は、前項各号に規定する費用ごとに1人1回までとする。

（助成の申請）

第5条 助成を受けようとする者は、ウィッグの購入費用の支払日、ウィッグのレンタル費用の支払日、胸部補整具の購入費用の支払日（以下「ウィッグ等の購入費用等の支払日」という。）の翌日から起算して1年以内に、藤沢市がん患者ウィッグ購入費等助成申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 過去にがんの治療を受けた、又は現在受けていることを証する書類
（抗がん剤治療同意書の写し、診療明細書の写し、治療方針計画書等の写し等）
- (2) ウィッグ、胸部補整具の購入費用等を支払ったことを証する書類（ウィッグ等の購入費等の支払日及び支払金額の明細が分かる領収書等）
- (3) 助成を受けようとする者に係る別表に定める本人確認書類の写し
- (4) 委任状（申請者以外の者が当該申請書の提出をする場合に限り。）
- (5) 代理人に係る本人確認書類の写し（申請者以外の者が助成の申請をする場合に限り。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（助成金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による助成の申請があったときは、その内容を審査し、助成が適当と認めるときは、藤沢市がん患者ウィッグ購入費等助成金交付決定通知書（第2号様式）により、助成が不適当と認めるときは、藤沢市がん患者ウィッグ購入費等助成金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請をした者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第7条 助成決定を受けた者は、速やかに藤沢市がん患者ウィッグ購入費等助

成金請求書兼口座振込依頼書（第4号様式）及び振込口座の確認ができる書類を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、請求のあった日から起算して30日以内に助成金を交付する。

（助成決定の取消し）

第8条 市長は、助成決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により助成決定を受けたとき。
- （2）助成決定の要件に違反したとき。

（助成金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により助成決定を取り消した場合において、既にその取り消しに係る部分の助成金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じるものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に生じたウィッグの購入費用及びレンタル費用並びに胸部補整具の購入費用について適用する。

（検討）

- 2 市長は、この要綱の施行状況について令和8年3月31日までに検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（適用）

- 2 この要綱による助成は、令和8年4月1日以後の日付で収受した、藤沢市が

ん患者ウィッグ購入費等助成申請書（第1号様式）について適用し、同日前に提出されたものについては、従前の例による。

（検討）

- 3 市長は、この要綱の施行状況について令和11年3月31日までに検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

別表（第5条関係）

本人確認書類一覧

藤沢市がん患者ウィッグ購入費等助成申請書（第1号様式）に添付する本人確認書類については、甲欄記載のものについては1点、乙欄記載のものについては2点以上を添付することとする。

(甲欄) 顔写真の添付がされたもので、有効期間内のもの
<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード（マイナンバー通知カードとは異なります）・住民基本台帳カード（様式B）・パスポート・運転免許証・船員手帳・身体障がい者手帳・精神障がい者保健福祉手帳・療育手帳・官公署が発行した検定合格証
(乙欄) 有効期限内のもの
<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険、健康保険、船員保険または介護保険の被保険者証・共済組合員証・国民年金手帳・国民年金、厚生年金保険または船員保険にかかる年金証書・共済年金または恩給の証書・住民基本台帳カード（様式A）・基礎年金番号通知書・高齢受給者証・後期高齢者医療被保険者証・障がい者等医療証・ひとり親家庭等福祉医療証・法人が発行した顔写真付き身分証明書